

能登半島地震に伴う賃上げに関する総合評価の運用に係る QA

QA の構成

問 1～8 : 減点措置を課さない工事・業務について（減点免除）(※1)

問 9～11 : 賃上げ総合評価の対象外にすることができる工事・業務について (※2)

(※1) 令和6年能登半島地震に係る「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」に基づく減点措置の取扱いについて（令和6年3月13日付け）のQA

(※2) 令和6年能登半島地震に係る「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」の取扱いについて（令和6年3月13日付け）のQA

【減点措置を課さない工事・業務について（減点免除）】

問 1 減点免除の対象となる地域はどこか？

(答)

- 災害救助法の適用対象とされた、新潟県、富山県、石川県及び福井県の35市11町1村（令和6年1月19日時点）に、主たる事業所を有する企業が減点免除の対象となります。
- 今後、災害救助法の適用対象市町村に増減が生じる可能性があります。令和6年能登半島地震にかかる災害救助法の適用対象となったことがある地域は当面の間、減点免除の対象とします。
- 最新の情報については、以下の内閣府WEBサイトをご参照ください。
[災害救助法の適用状況：防災情報のページ - 内閣府 \(bousai.go.jp\)](https://www.bousai.go.jp)

問 2 災害救助法適用対象市町村内に支店があるが、減点免除対象とならないのか？

(答)

- 主たる事業所以外が被災した場合についても、その被災状況や経営への影響等の実情に応じて免除対象となる場合がありますので、個別にご相談ください。

問 3 発災前に公告され、契約締結は発災後になった工事・業務については、減点免除対象となるか？

(答)

- 能登半島地震が発生した令和6年1月1日に、入札契約手続き（公告～契約）が進行中であった契約については、発災前に加点を受けた場合と同様に減点免除対象とします。

問4 発災後に公告された工事・業務について賃上げ表明し受注したが、震災の影響により予定通りの賃上げが困難になった。減点免除対象となるか？

(答)

- 原則として、発災後に賃上げ表明をされた場合には、被災企業であることのみを持って一律に減点免除対象とすることはできませんが、例えば、震災の影響による取引予定先の倒産や資材調達の著しい遅れ等、賃上げ表明時点で予見しえなかった事情がある場合には、減点免除対象となり得る場合がありますので、個別にご相談ください。

問5 災害救助法の適用対象市町村内に本社がある企業だが、令和5年11月に賃上げ加点を受けて工事（業務）①を受注した。その後、同じ表明書を利用し、加点を受けて令和6年5月に別の工事（業務）②を受注した。例えばこのような場合、①については減点免除の対象となるが、②についても同様に減点免除の対象となるのか？

(答)

- 被災前に賃上げ加点を受けて受注した工事（業務）①については、減点免除の対象となりますが、②については、一律に減点免除とすることはできず、実績確認が必要となります。
- なお、例えば、震災の影響による取引予定先の倒産や資材調達の著しい遅れ等、賃上げ表明時点で予見しえなかった事情がある場合には、実績確認の段階で未達成であっても、翌年の減点の免除対象となり得る場合がありますので、個別にご相談ください。

問6 令和5年1月1日から令和5年12月31日までの暦年での賃上げを表明していたが、実績確認にあたっては実際の賃上げ期間を後ろ倒し、令和5年4月1日から令和6年3月31日で評価をうける予定だった。この場合、表明書記載の賃上げ期間は発災前で終わっているが、減点免除対象となりうるか。

(答)

- 災害の有無によらず、賃上げを実施する表明からの後ろ倒しについては、
 - ①契約締結日の属する国の会計年度内に賃上げが行われていること
 - ②当該企業の例年の賃上げ実施月に賃上げを実施していること（意図的に賃上げ実施月を遅らせていないこと）の2つの要件を満たす場合に可能としております。
- ご相談のケースでは、上記2つの要件を満たす場合には減点免除の対象となりますので、具体的には個別にご相談ください。

問7 災害救助法適用対象市町村内に本社があり、発災前に加点を受けており、明らかに減点免除対象となる企業だが、そもそも賃上げ実績証明書類を提出する必要があるか？

(答)

- 減点免除の対象となることが明らかな企業においては、実績確認書類を提出いただく必要はありません。減点免除を希望する旨を実績確認時に申し出ることができます。

- なお、減点免除の対象となりうるかは、個別判断が必要な場合もありますので、ご不明点がある場合は実績確認の開始を待たず、地方整備局等にご相談ください。

問8 賃上げ達成できず、減点免除となった場合、その情報は公表されたり、関係省庁に周知されたりするの？

(答)

- 減点免除となった場合には、その情報は国土交通省内での把握にとどめ、対外的に公表されたり関係省庁に周知されたりすることはありません。

【賃上げ総合評価の対象外にすることができる工事・業務について】

問9 どのような工事・業務が賃上げ総合評価の対象とならないのか？

(答)

- 国土交通省直轄工事・業務においては、災害救助法の適用対象となる市町村に主たる事業所が所在する企業とその他の企業との公平・公正な競争のため、新潟県・富山県・石川県及び福井県の4県内における発注は、工事・業務ともに当面の間、原則賃上げ総合評価の対象外とします。
- また、上記4県を中心とする流域単位等で競争参加資格が設定されている工事・業務についても同様に対象外とします。
- 実際に個別の工事・業務が賃上げ表明を加点対象としているか否かは、入札説明書をご確認ください。

問10 いつまで賃上げ総合評価の対象外となる発注が続くのか？

(答)

- 被災地に復旧状況や地域の経済状況等を勘案して判断することとなるため、具体的な時期は未定です。

問11 能登半島地震発生直後に公告された工事・業務については、賃上げ総合評価対象となっているが、これらについても賃上げ不要とならないのか？

(答)

- 既に公告済みの工事・業務については、公平・公正な入札契約の観点から、入札説明書に記載の通り賃上げ総合評価の対象とすることとなりますので、ご理解ください。
- なお、例えば、震災の影響による取引予定先の倒産や資材調達の著しい遅れ等、賃上げ表明時点で予見しえなかった事情がある場合には、実績確認の段階で未達成であっても、翌年の減点の免除対象となり得る場合がありますので、個別にご相談ください。